契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	岩屋北町５丁目地区他汚水管改築更新工事

契約変更後の工事概要

・管きょ更生工　φ200㎜　Ｌ＝7.20m　φ250㎜　Ｌ＝402.25m　φ300㎜　Ｌ＝336.28m
・取付管更生工　φ150㎜　Ｌ＝3.90m
・人孔改良工　一式
・マンホール工　一式
・取付管及びます工　一式
・付帯工　一式
・仮設工　一式

契約変更の理由

本工事は、灘区岩屋北町５丁目地区他の汚水管路を、開削工法及び管きょ更生工法により改築するものである。以下の理由により変更が生じる。

１．管きょ工(開削)の減工
事前調査の結果、管きょ更生工での施工が可能であることが判明したため、管きょ工(開削)が減工となる。
２．管きょ更生工の減工
事前調査の結果、一部施工済み路線が確認されたため、減工となる。
３．取付管及びます工の減工
事前調査の結果、施工箇所数が減少したため、減工となる。
４．準備費の増工
事前調査の結果、前処理箇所数が増加したため、増工となる。
５．その他、現地精査の結果、各工種の数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）